様式ID	NTA0VNX187010010

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（免除届出用）（特例措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第37項 / 第40条の８の６第28項において準用する同令第40条の８の２第43項 の規定による免除届出書の提出における特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称	（変更前）	本店の所在地	（変更前）

死亡等の日（注１）の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注２）	①　直前の事業年度	②　２期前の事業年度	③　３期前の事業年度
	円	円	円

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事由	

※　死亡等の日が租税特別措置法第70条の７の５第２項第７号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の７の６第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の８の５第５項において準用する同令第40条の８第６項又は同令第40条の８の６第６項において準用する同令第40条の８の２第７項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の８第24項第２号イからハまで又は第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑪欄までの記載は不要です。）	□

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円
②　直前の事業年度末における準備金の額			円
③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円
④　直前の事業年度における総収入金額			円
⑤　直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注３）		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a　円	j　円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b　円	k　円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c　円	l　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d　円	m　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e　円	n　円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f　円	o　円
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g　円	p　円
⑥　剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注４）	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h　円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i　円	
⑦　上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑧　上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑨　特定資産の保有割合（⑦／（③+⑥））	%	⑩　特定資産の運用収入割合（⑧／④）	%

⑪　死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書若しくは同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合（注５）又は同令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書若しくは同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合（注６）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

（R8.9）

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例措置）と一緒に提出してください。